

○矢巾町小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年3月31日

告示第43号

改正 平成19年4月1日告示第93号

平成23年6月29日告示第51号

平成27年12月25日告示第108号

(題名改称)

注 平成27年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児等（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児とする。

(給付の申請)

第3 町長は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに「調査書」（様式第2号）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4 町長は、内容を審査のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付等)

第5 用具の給付等は、次の各号により行うものとする。

(1) 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

(2) 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を給付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

4 町長は、用具を給付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第8 町長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第93号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日告示第51号）

この告示は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月25日告示第108号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

（平27告示108・一部改正）

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病

		児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの。

別表第2 (第6関係)

(平27告示108・一部改正)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層 (細) 区分	徴収基準月	加算基準月
------	--------------	-------	-------

		額	額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町 村民税の課税世帯であっ て、その市町 村民税の額の 区分が次の区 分に該当する 世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世 帯）	C 1 階層 2,250 230
	所得割の額のある世帯	C 2 階層 2,900 290	
D階層	A階層及びB階層を除き前年下 分の所得税課税世帯であっ て、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	所得税の年額2,400円以下 2,401～4,800円 4,801～8,400円 8,401～12,000円 12,001～16,200円 16,201～21,000円 21,001～46,200円 46,201～60,000円 60,001～78,000円 78,001～100,500円 100,501～190,000円 190,001～299,500円	D 1 階層 3,450 350 D 2 〃 3,800 380 D 3 〃 4,250 430 D 4 〃 4,700 470 D 5 〃 5,500 550 D 6 〃 6,250 630 D 7 〃 8,100 810 D 8 〃 9,350 940 D 9 〃 11,550 1,160 D 10 〃 13,750 1,380 D 11 〃 17,850 1,790 D 12 〃 22,000 2,200

	299,501～831,900円	D13 "	26,150	2,620
	831,901～1,467,000円	D14 "	40,350	4,040
	1,467,001～1,632,000円	D15 "	42,500	4,250
	1,632,001～2,302,900円	D16 "	51,450	5,150
	2,302,901～3,117,000円	D17 "	61,250	6,130
	3,117,001～4,173,000円	D18 "	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D19 "	全額	左の徴収 基準額の 10% ただし、そ の額が8,560 円に満たな い場合は 8,560円

備考

1 徴収月額の設定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合には、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税額等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅していることを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就学の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。）及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号(第3関係)

日常生活用具給付申請書						年 月 日		
矢巾町長 様			申請者 住 所 氏 名 (給付対象者との続柄)					
下記により日常生活用具給付を申請します。								
対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)			
	住 所							
	疾患名							
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備考 対象者に対する 介護の状況等			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1自宅 2借家(貸主の諾否)有・無		浴 槽	1和式 2洋式 3なし	便 器	1和式 2洋式 3携帯用
現在の 介護の 状況	入 浴	1他人の介助を必要 2清拭のみ 3入浴、清拭ともして いない 4自分でできる	排 便	1他人の介助を 必要 2便器(携帯用) 3自分でできる	移 動	1車いす使用 2他人の介助を必要 (一部、全部) 3自分でできる		
給付を受けたい用具の名称					希望する型 式、規模等			
給付上特に希望する事項								
備考								

様式第2号(第3関係)

調 査 書(日常生活用具給付事業)											
①申請書受理番号 及び年月日	番号 年月日	②申請者 氏名		③対象者 との続柄							
④ 対 象 者	氏名	男・女	生年月日	年月日生(歳)							
	住所										
	疾患名										
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏名	年齢	対象者 との 続柄	課税状況		備考					
				当該年度分市町村民税 均等割	前年分 所得割						
	<table border="1"> <tr> <td>所得割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td></td> </tr> </table>						所得割		所得割		所得割
所得割											
所得割											
所得割											
⑥ 世帯区分	1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割のみ課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯										
⑦住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諾否) 有・無										
⑧ 給付後の生活の状況	日常生活動作の状況(該当に○)			移 動							
	入 浴			1 自力でできるようになる							
	1 自力でできるようになる			2 一部介助でできるようになる							
	2 一部介助でできるようになる			3 給付しても変わらない							
	3 給付しても変わらない			その他の状況							
	排 便			1 在宅生活が可能になる							
	1 自力でできるようになる			2 その他							
	2 一部介助でできるようになる			()							
	3 給付しても変わらない										
⑨給付の必要の有無	1 有 2 無	⑩給付する(しない)理由									
⑪給付する用具名 (含む型式規模等)	⑫ 予定 価格	円	⑬扶養義務 者が支払う べき額	円	⑭ 公費負担 予定額	円					
⑮その他特記事項											
年 月 日			調査員 職名 氏名								

様式第3号(第4関係)

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">日常生活用具給付決定通知書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(申請者) 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">矢巾町長</p> <p style="margin-top: 10px;">先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。</p>					
給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日		
対象者氏名		疾患名			
給付する用具名 (含む型式規模等)			納入業者名		
			納入業者の 住 所	(電話)	
価 格	円	扶養義務者 が支払うべき額	円	公 費 負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				

様式第4号(第4関係)

日常生活用具給付券						
① 給付番号	第	号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日		
③ 対象者氏名			④ 生年月日	年 月 日 生 (歳)		
⑤ 居住地						
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具 名(型式規模 等)	⑨ 価 格	円	⑩ 扶養義 務者が 支払う べき額	円	⑪ 公 費 負担額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の 住 所	(電話)		
⑭ この券の有効 期限	受給者が業者に 掲示する期限	年 月 日	業者の公費 支払請求期 限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 矢巾町長						
⑮ 業者の納付 した日	年 月 日	⑯ 扶養義務 者より受 領した額	円	⑰ 受領業者 名及び受 領年月日	年 月 日	
⑱ 用具受領 保護者氏名			⑲ 検 収 者	職名 ----- 氏名		
⑳ その他特記事項						

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。
⑱は保護者が記入すること。

様式第5号(第4関係)

番 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

(申請者) 様

矢巾町長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知ください。

(理 由)

様式第1号（第3関係）

（平27告示108・一部改正）

様式第2号（第3関係）

様式第3号（第4関係）

様式第4号（第4関係）

様式第5号（第4関係）